

第5問

甲は、会社の上司 A からパワハラを受けていた。そのため、A に対する恨みを日々募らせていた。ある日、A が社内で、新築マンションに引っ越したと自慢しているのを耳にし、これにいやがらせをしてやろうと思った。

平成 29 年 10 月 3 日 22 時 30 分ごろ、甲は A の住むマンション（23 階建て RC 造り）に到着し、他のマンション住民がドアロックを解除したとき、一緒になって居住区域に侵入した。

同日 22 時 45 分、甲はマンション内のエレベーターのかごの中で、かごに燃え移るかもしれないという認識のもと、ライターで新聞紙に火をつけ、かごの床上においたガソリンのしみ込んだ新聞紙に投げつけて火を放ち、かごの側壁に燃え移らせて、その南側側壁化粧鋼板表面の化粧シートの 1 平方メートルを焼失させた。この際、かご本体は、難燃材料で作られているため、火は燃え移らなかったが、化粧シートが融解した際、人体に有害なガスが発生していた。その後、23 時 55 分たまたま通りかかった住民によって消火器で消火された。

参考判例：最高裁平成元年 7 月 7 日第二小法廷決定